

第6. 高額障害福祉サービス等給付費等と高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整について

1 併給調整の原則

平成29年8月1日より、介護保険法に基づく高額介護（予防）サービス費の見直しが行われ、新たに、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して負担上限額が設定された。

これに伴い、高額障害福祉サービス等給付費（新高額障害福祉サービス等給付費を含む。）並びに高額障害児入所給付費及び高額障害児通所給付費（以下「高額障害福祉サービス等給付費等」という。）の算定に係る規定を見直し、

- 新たに設定される年間の自己負担額の上限額を超えることにより支給される高額介護（予防）サービス費（以下「高額介護（予防）サービス費【年額】」という。）
- 介護保険法に基づく高額医療合算介護サービス費を併給調整の対象とすることとした。

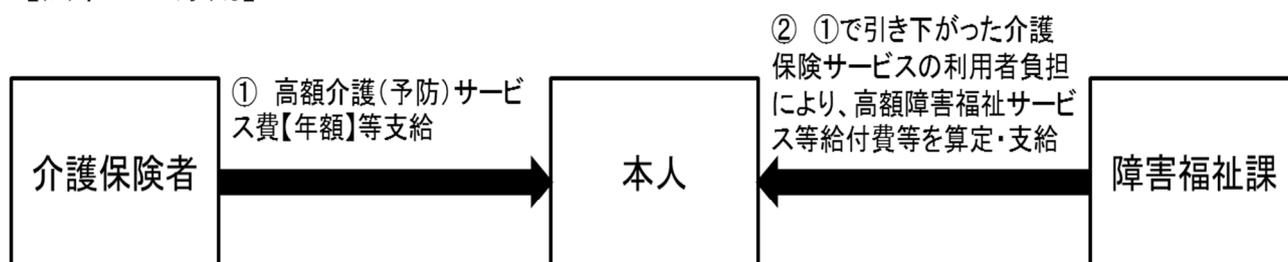
【重複支給が発生するケースについて】

高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費（以下「高額介護（予防）サービス費【年額】等」という。）の対象者であって、なおかつ高額障害福祉サービス等給付費等の対象である者は、上記の併給調整の規定により、高額介護（予防）サービス費【年額】等による介護保険サービスの利用者負担の償還を受けてもなお残る利用者負担について、高額障害福祉サービス等給付費等において償還するものである。

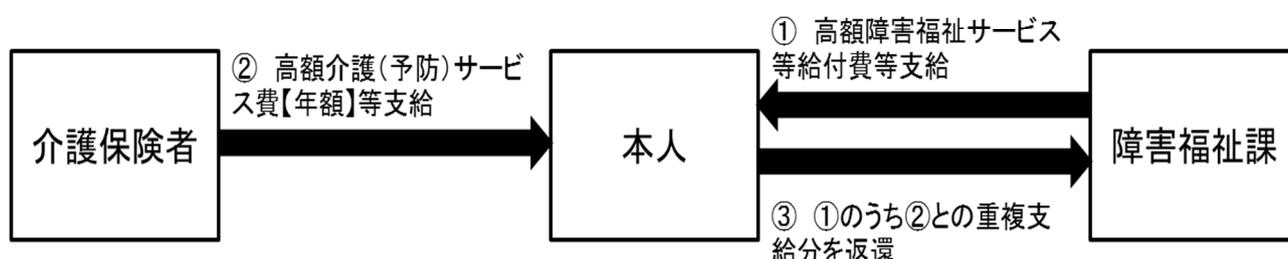
高額障害福祉サービス等給付費等が月額単位の利用者負担を合算して給付費を算定する一方、高額介護（予防）サービス費【年額】等は、前年8月1日から7月31日までの間の利用者負担分を合算して給付費を算定するため、高額障害福祉サービス等給付費等による償還を先に受けた場合、高額介護（予防）サービス費【年額】等による償還分との重複支給が生じることがある。この重複支給分については、高額障害福祉サービス等給付費等の実施主体である市町村又は都道府県（以下「市町村等」という。）が、重複支給を受けた利用者から返還を求める必要がある。

なお、高額介護（予防）サービス費【年額】等の支給後に高額障害福祉サービス等給付費等の支給を行う場合は、高額介護（予防）サービス費【年額】等による償還額を反映させた介護保険サービスの利用者負担を用いて高額障害福祉サービス等給付費等を算定する必要がある。その際には、重複支給が発生することはないので、事後的な返還請求を行う必要はない。

【法令上の原則】



【重複支給が発生するケース】



2 重複支給分の取扱いについて

高額介護（予防）サービス費【年額】等の対象者であって、なおかつ高額障害福祉サービス等給付費等の対象である者については、前述の理由により、高額介護（予防）サービス費【年額】等における介護保険サービスの利用者負担の償還を優先して受ける必要がある。

ただ、法令上は必ずしも、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を、高額介護（予防）サービス費【年額】等の支給後に行うことを要請しているものではない（従来どおり毎月支給を行うことを妨げるものではない。）。

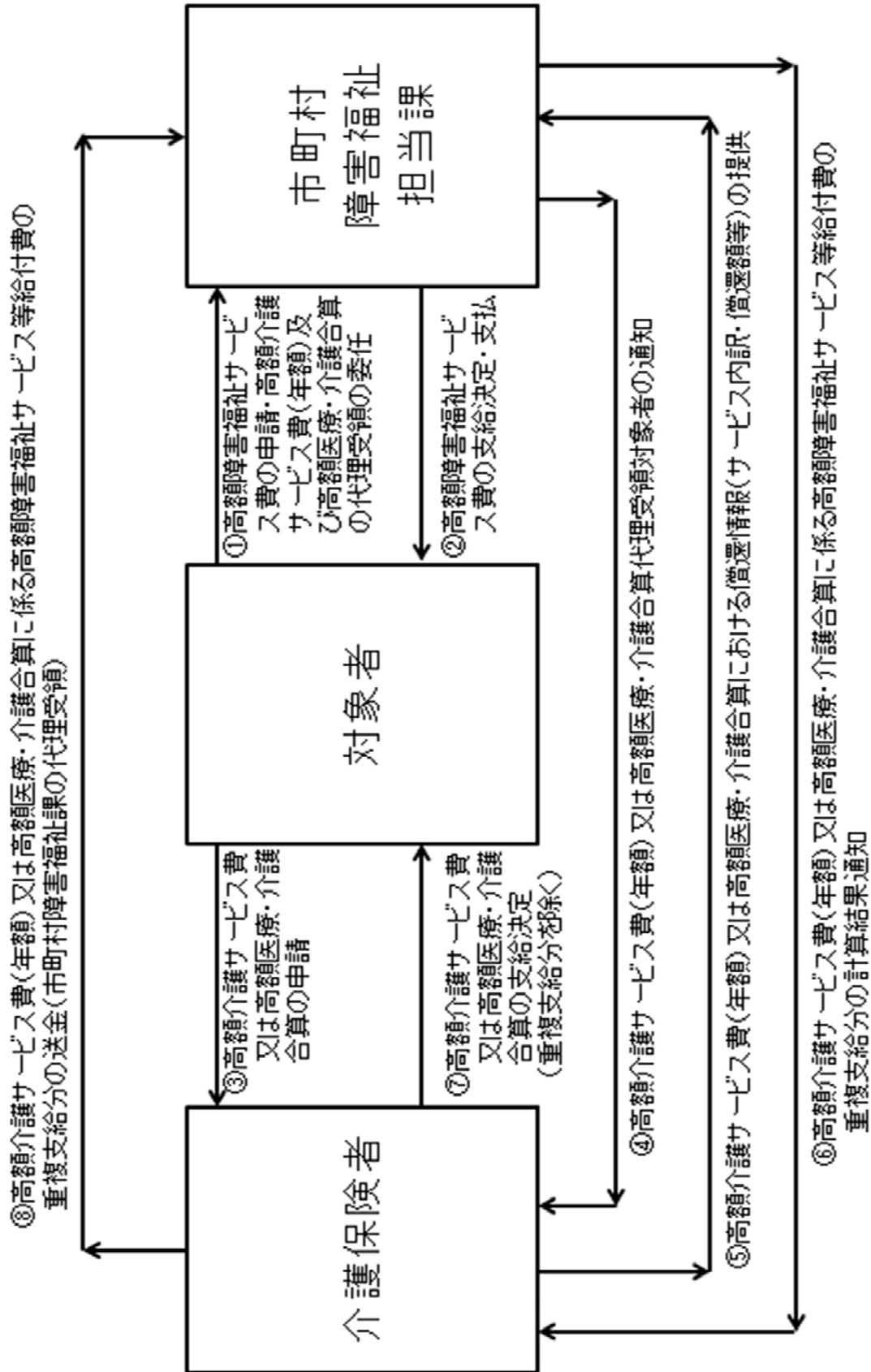
そのため、高額介護（予防）サービス費【月額】等と高額障害福祉サービス等給付費等との併給調整の手法については、各市町村等における運用等に基づき判断されたいが、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を先行して行う場合の取扱いについては、以下を参考にされたい。

【重複支給分の返還について】

高額介護（予防）サービス費【年額】等と高額障害福祉サービス等給付費等の支給によって、重複支給が発生した場合は、受給者本人から委任を受けた上で、高額介護（予防）サービス費【年額】等のうち重複支給分を、障害福祉担当部局（課）が介護保険担当部局（課）から直接受け取ること（代理受領）を原則とされたい。

ただし、本人の希望等により、高額障害福祉サービス等給付費等の実施主体である市町村等の障害福祉担当部局（課）より、受給者本人に対して返還を求めることとしても差し支えない。

【代理受領の流れ（イメージ）】

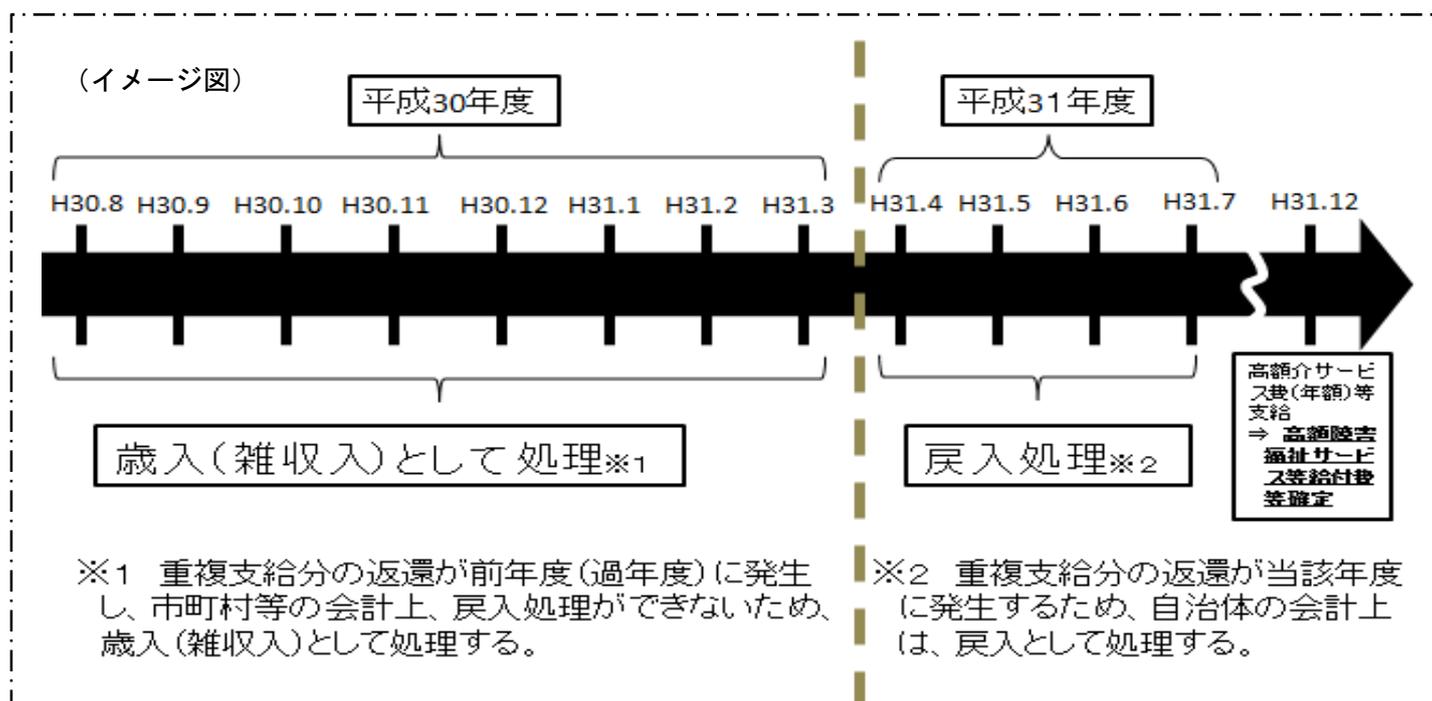


※上記はあくまでもイメージ図であり、市町村等の運用により変更しても差し支えない。

【重複支給分の返還における会計上の取扱いについて】

高額介護（予防）サービス費【年額】等は、前年8月1日から7月31日までの間の利用者負担分を合算して給付費を算定するため、高額障害福祉サービス等給付費等における重複支給に係る金額が確定し、返還処理が可能となるのは、高額介護（予防）サービス費【年額】等の支給額確定後となる。例えば、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を平成30年度に行うとすると、返還処理が可能となるのは早くても平成31年度の8月以降となる。

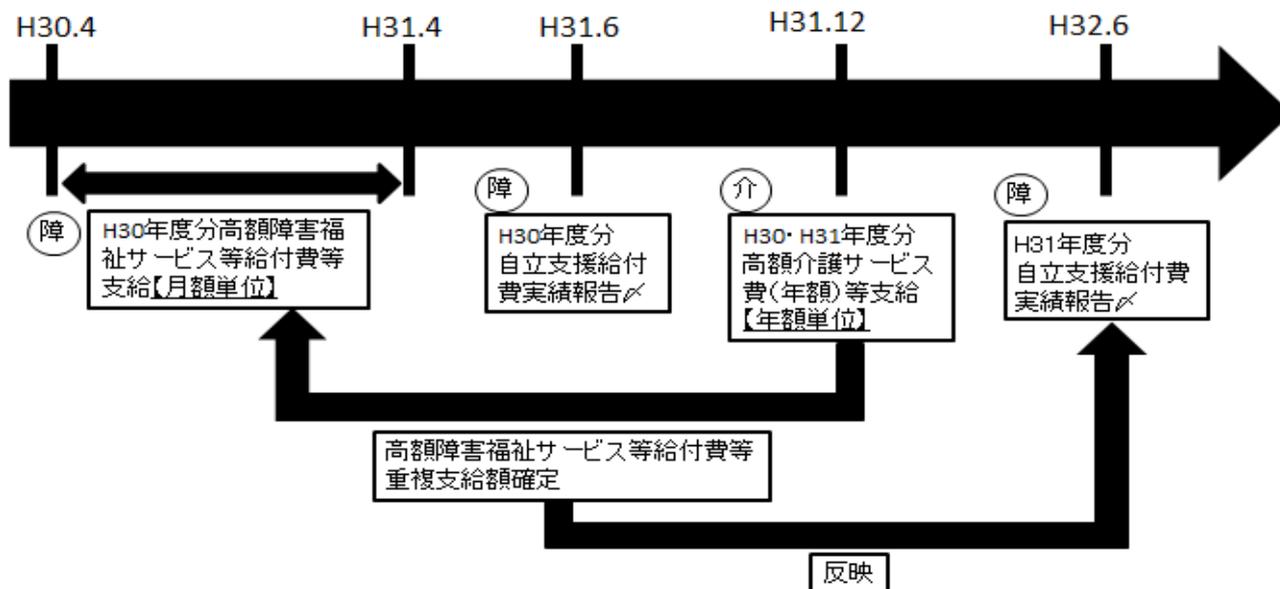
そのため当該返還金については、当該年度分と過年度分の重複支給分をそれぞれ区別して処理を行う必要がある。具体的には、当該年度分については戻入分として処理し、過年度分については歳入（雑収入）として会計処理を行うこと。



【重複支給分に係る国庫負担金との調整について】

各市町村等が支給する高額障害福祉サービス等給付費等は、国庫負担金が含まれることから、重複支給が発生するケースについては、同負担金との調整が必要となる。ただ、上述のとおり、高額障害福祉サービス等給付費等における重複支給に係る金額が確定するのは、同給付費の支給年度の翌年度の8月以降になることから、例年6月に締切が設定されている当該年度分の障害者自立支援給付費等の事業実績報告に反映させることが出来ない。そのため、重複支給による過支給分が発生した際の事業実績報告については、重複支給分の金額が確定した年度の実績に反映させることにする（過誤支給が判明した際の事業実績再報告を行う必要はない。）。

(イメージ図)



【転出入を伴うケースについて】

高額介護（予防）サービス費【年額】等は、前年8月1日から7月31日までの間の利用者負担分を合算して給付費を算定するため、算定期間中に転出入を伴うケースが想定される。当該ケースについて、高額障害福祉サービス等給付費等との重複支給が発生する場合には、以下の例を参考に取扱うこととされたい。

ケース①

【高額介護(予防)サービス費【年額】支給主体】

基準日(7月31日)

支給主体	A市介護保険者	B市介護保険者
利用者負担(年額)	40万円	10万円

高額介護(予防)サービス費【年額】支給額:500,000円(A市+B市) - 446,400円(年間上限) = 53,600円
 → B市が全額支給(B市での利用者負担内のため)
 → うちB市利用者負担分:1,000円が高額障害福祉サービス等給付費等との重複支給であったケース

【高額障害福祉サービス等給付費等重複支給分返還方法】

○高額障害福祉サービス等給付費等重複支給分

支給主体	B市障害福祉課
重複支給金額	1,000円

○重複支給分返還請求先

返還請求先	B市介護保険者
返還請求金額	1,000円

※ A市の介護保険の利用者負担分については、B市での高額介護(予防)サービス費【年額】の償還によりA市での実績変動が生じないことから、返還を要しない

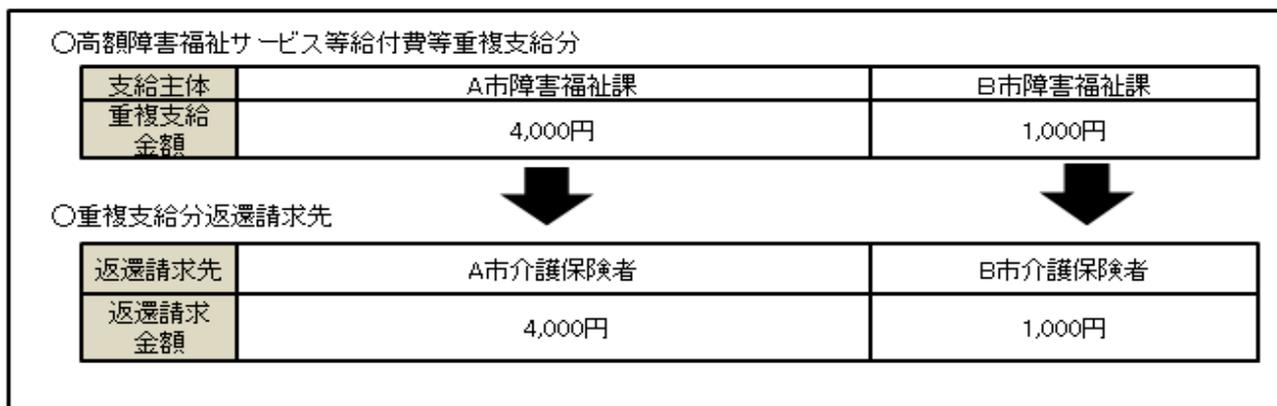
ケース②

【高額医療合算介護サービス費支給主体】

支給主体	A市介護保険者	B市介護保険者
利用者負担 (年額)	40万円	10万円

高額医療合算介護サービス費支給額：5万円
 → A市とB市の利用者負担分を案分して、A市が4万円、B市が1万円を支給
 → うちA市利用者負担分：4,000円、B市利用者負担分：1,000円が
 高額障害福祉サービス等給付費等との重複支給であったケース

【高額障害福祉サービス等給付費等重複支給分返還方法】



(参考)ケース③

【高額介護(予防)サービス費【年額】支給主体】

基準日(7月31日)

支給主体	A市介護保険者	B市介護保険者	C市介護保険者
利用者負担 (年額)	39万円	7万円	2万円

高額介護(予防)サービス費【年額】支給額：480,000円(A市+B市+C市) - 446,400円(年間上限) = 33,600円
 → C市の支給額は2万円
 A市の支給額11,530円、B市の支給額2,070円(※)
 (※ A市：13,600(33,600-20,000)×390,000/460,000 = 11,530円(切捨)
 B市：13,600(33,600-20,000)×70,000/460,000 = 2,070円(切上))
 → うちA市利用者負担分：4,000円、B市利用者負担分：1,000円、C市利用者負担
 分1,000円が高額障害福祉サービス等給付費等との重複支給であったケース

【高額障害福祉サービス等給付費等重複支給分返還方法】

○高額障害福祉サービス等給付費等重複支給分

支給主体	A市障害福祉課	B市障害福祉課	C市障害福祉課
重複支給 金額	4,000円	1,000円	1,000円

○重複支給分返還請求先

返還請求先	A市介護保険者	B市介護保険者	C市介護保険者
返還請求 金額	4,000円	1,000円	1,000円

3 併給調整の計算例

<ケース1>：高額介護サービス費【年額】と既存の高額障害福祉サービス等給付費との併給調整（平成29年8月利用分より併給調整が発生）

一般2であるAが、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用しており、月額及び年額の高額介護サービス費の支給を受け、既存の高額障害福祉サービス等給付費を支給する場合

〔利用者負担額等〕

A：障害福祉サービス利用者負担 37,200円
 介護保険サービス利用者負担 28,400円（高額介護サービス費（月額）反映後）
 支給済み高額障害福祉サービス等給付費支給額 28,400円
 高額介護サービス費【年額】 10,000円

〔計算手順〕

① 高額介護サービス費【年額】を月額単位に按分する。按分の考え方は以下のとおり。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
①介護自己負担月額 (高額介護サービス費(月額)反映後)	¥0	¥28,400	¥28,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥44,400	¥456,400
②月額按分後高額サービス費【年額】 (端数処理前)	¥0	¥622.2 ...	¥622.2 ...	¥972.8 ...	¥10,000								
③端数処理後の②	¥0	¥630	¥622	¥972	¥972	¥972	¥972	¥972	¥972	¥972	¥972	¥972	¥10,000

②月額按分後高額サービス費【年額】は、以下のとおり算出する。

高額介護サービス費【年額】支給額(¥10,000) × 介護自己負担月額(¥28,400) ÷ 介護自己負担年額(¥456,400) = ¥622.261...

※按分計算を行った結果発生した端数については、①介護自己負担月額の金額が最も少ない月(同一金額である月が複数存在する場合、そのうち最も古い月)に加算する。ただし、介護自己負担月額が0円である月は加算しない。

② ①で計算した月額単位の高額介護サービス費【年額】を介護保険サービス利用者負担額(例：9月)に反映させる。

28,400円 - 630円 = 27,770円

③ ②で計算した介護保険サービス利用者負担額と障害福祉サービス利用者負担額を合算し、正当な高額障害福祉サービス等給付費を算定する。

(37,200円 + 27,770円) - 37,200円 = 27,770円

- ④ 支給済み高額障害福祉サービス等給付費と③で算定した正当な高額障害福祉サービス等給付費とを比較し、重複支給分を算定する。

$$28,400 \text{ 円} - 27,770 \text{ 円} = 630 \text{ 円}$$

<ケース2>：高額介護サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費と既存の高額障害福祉サービス等給付費との併給調整（それぞれ平成29年8月・平成30年4月利用分より併給調整が発生）

一般2であるAが、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用しており、月額及び年額の高額介護サービス費並びに高額医療合算介護サービス費の支給を受け、既存の高額障害福祉サービス等給付費を支給する場合

〔利用者負担額等〕

A：障害福祉サービス利用者負担 37,200 円
介護保険サービス利用者負担 28,400 円（高額介護サービス費（月額）反映後）
支給済み高額障害福祉サービス等給付費支給額 28,400 円

〔計算手順〕

- ① 高額介護サービス費【年額】を月額単位に按分する。按分の考え方はケース1を参照。

端数処理を行った月額按分後高額介護サービス費【年額】は、630 円と仮定。

- ② 高額医療合算介護サービス費を月額単位に按分する。按分の考え方はケース1（高額介護サービス費【年額】）と同様。

端数処理を行った月額按分後高額医療合算介護サービス費は、1,000 円と仮定。

- ③ ①・②で計算した月額単位の高額介護サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費を介護保険サービス利用者負担額に反映させる。

$$28,400 \text{ 円} - (630 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円}) = 26,770 \text{ 円}$$

- ④ ③で計算した介護保険サービス利用者負担額と障害福祉サービス利用者負担額を合算し、正当な高額障害福祉サービス等給付費を算定する。

$$(37,200 \text{ 円} + 26,770 \text{ 円}) - 37,200 \text{ 円} = 26,770 \text{ 円}$$

- ⑤ 支給済み高額障害福祉サービス等給付費と④で算定した正当な高額障害福祉サービス等給付費とを比較し、重複支給分を算定する。

$$28,400 \text{ 円} - 26,770 \text{ 円} = 1,630 \text{ 円}$$

<ケース3>：高額医療合算介護サービス費と新高額障害福祉サービス等給付費との併給調整（平成30年4月利用分より併給調整が発生）

非課税世帯で、Aが障害福祉相当介護保険サービス及び非障害福祉相当介護保険サービスを利用、同一世帯のBが障害福祉相当介護保険サービスのみを利用し、月額の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給を世帯で受け、新高額障害福祉サービス等給付費を支給する場合

〔利用者負担額〕

A：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 12,000円
非障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 10,000円
B：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 5,000円

〔計算手順〕

① 高額医療合算介護サービス費を月額単位に按分する。按分の考え方はケース1（高額介護サービス費【年額】）と同様。

端数処理を行った月額按分後高額医療合算介護サービス費は、3,000円と仮定。

② ①で計算した月額単位の高額医療合算介護サービス費をA・Bに按分する。

A支給分： $3,000円 \times (12,000円 + 10,000円) \div (12,000円 + 10,000円 + 5,000円) = 2,444.444\dots円$

B支給分： $3,000円 \times 5,000円 \div (12,000円 + 10,000円 + 5,000円) = 555.555\dots円$

（端数処理）按分した結果の支給分の金額が低い者（この場合B）に端数を寄せる。

→A支給分：2,444円、B支給分：556円

③ ②のA支給分に係る高額医療合算介護サービス費を障害福祉相当介護保険サービス分と非障害福祉相当介護保険サービス分とで按分する。

A障害福祉相当介護保険サービス分： $\{12,000円 \div (12,000円 + 10,000円)\} \times 2,444円 = 1,333.090\dots円$

A非障害福祉相当介護保険サービス分： $\{10,000円 \div (12,000円 + 10,000円)\} \times 2,444円 = 1,110.909\dots円$

（端数処理）端数の金額が高い方（この場合、非障害福祉相当介護保険サービス分）に端数を寄せる。

※ 端数が同額（…5円）の場合、障害福祉相当介護保険サービス分に端数を寄せる。

→A障害福祉相当介護保険サービス分：1,333円

A非障害福祉相当介護保険サービス分：1,111円

- ④ ②・③で計算した高額医療合算介護サービス費を障害福祉相当介護保険サービス利用者負担額に反映し、正当な新高額障害福祉サービス等給付費を算定する。

A 償還分：12,000 円－1,333 円＝10,667 円

B 償還分：5,000 円－556 円＝4,444 円

- ⑤ 支給済み新高額障害福祉サービス等給付費と④で算定した正当な新高額障害福祉サービス等給付費とを比較し、重複支給分を算定する。

A 償還分：12,000 円－10,667 円＝1,333 円

B 償還分：5,000 円－4,444 円＝556 円